

3つの世界遺産価値普及等業務

業務仕様書

令和3年6月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「3つの世界遺産価値普及等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

3つの世界遺産価値普及等業務

2 本業務の目的

- (1) 本県が有する3つの世界遺産「平泉」「橋野鉄鉱山」「御所野遺跡」に係る、普遍的価値の理解促進、魅力発信及び来訪促進
- (2) 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターへの来訪促進

3 委託期間

契約締結の日から令和5年1月31日(火)まで

4 予算額

6,207千円以内（税込）

5 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

(1) 平泉世界遺産ガイダンスセンター開館1周年記念イベントの企画・運営・管理

「別紙1」の内容を踏まえ、次により業務を行うこと。

- ア 開催日
令和4年10月21日(土)から令和4年12月24日(日)の期間中の1～2日間
- イ 会場
平泉世界遺産ガイダンスセンター

(2) 3つの世界遺産プロモーション動画の制作

「別紙2」の内容を踏まえ、次により制作すること。

- ア 内容
「平泉」「橋野鉄鉱山」「御所野遺跡」の価値及び魅力の発信
- イ 納期
令和4年8月31日(水)

(3) 首都圏主要駅でのデジタルサイネージ広告の掲示

「別紙3」の内容を踏まえ、次により実施すること。

- ア 掲示時期
令和4年秋の行楽期における来訪促進に適した時期
- イ 掲示期間
各駅1週間以上
- ウ 掲示場所
東京都内の主要駅とし、同時期・同期間に3駅以上

(4) 「明治日本の産業革命遺産」パネル制作

「別紙4」の内容を踏まえ、次により制作すること。

- ア 仕様 B2判／縦型／片面フルカラー／スチレンボード貼り
- イ 制作枚数 12枚
- ウ 納期 令和4年8月31日(水)
- エ その他
制作に必要な素材(画像、文字情報、ロゴ等)は県が提供する。

(5) 「いわての鉄遺産(仮称)」パンフレット制作

「別紙5」の内容を踏まえ、次により制作すること。

- ア タイトル
「いわての鉄遺産(仮称)」
- イ 納期
令和4年9月30日(金)
- ウ 制作部数
10,000部
- エ 仕様 仕上げA4判／展開A3判／2つ折り加工
両面フルカラー／マットコート76.5k

(6) 「鉄のシンポジウム(仮称)」チラシ制作

「別紙6」の内容を踏まえ、次により制作すること。

- ア 内容
令和4年12月頃に開催予定の「鉄のシンポジウム(仮称)」告知チラシ
- イ 納期
令和4年10～11月頃(別途指示する。)
- ウ 制作部数／仕様
3,000枚／A4判／両面フルカラー／コート紙90k

(7) その他(自由提案)

コンペ参加者は、上記(1)～(6)によらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。

6 留意事項

- (1) 事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書(別途様式を指定)を作成し、関係書類(別途指示する。)を添えて県へ提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。
- (3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

7 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限
 - ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再

- 委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。
- (2) 再委託の相手方
受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
イ 県は、上記(1)イにより、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。
ウ 受託者は、上記の請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果の請求を受けた日から10日以内に、県に対して通知しなければならない。
- (3) 権利の帰属等
本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。
- (4) 機密の保持
受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (5) 個人情報の保護
受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

平泉世界遺産ガイダンスセンター開館1周年記念イベントの企画・運営・管理**1 概要****(1) 開催日**

令和4年10月21日(土)から令和4年12月25日(日)の期間中の1～2日間

※ 本業務の目的達成のため、より効果的なイベントとなるよう、開催日・開催日数も含めて提案すること。

(2) 会場

平泉世界遺産ガイダンスセンター（柳之御所遺跡を含む。）

(3) 内容

ア 開館1周年記念イベント

「平泉」をはじめとする3つの世界遺産の価値普及に繋がるトークイベント 等
イ エクスカーション

次の資産等をバスで巡るエクスカーション（30～40名程度、事前申込制）

- ① 平泉世界遺産ガイダンスセンター
- ② 「平泉」構成資産 …… 中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山
- ③ 「平泉」関連資産 …… 柳之御所遺跡、骨寺村荘園遺跡、達谷窟、白鳥館遺跡
長者ヶ原遺跡

(3) 留意事項

ア 県民が、「平泉」をはじめとする3つの世界遺産を身近に感じられるとともに、興味・関心が向上するようなゲスト等を検討すること。

イ 家族連れや幅広い世代が参加し、楽しむことができる内容を検討すること。

2 企画、運営及び管理

- (1) イベント全体の内容を企画し、県と協議のうえ決定すること。
- (2) イベントの全体に係る総合管理及び運営を行うこと。
(エクスカーションの申込取りまとめを含む。)

3 出演者の招聘

- (1) 本業務の目的を達成しながら、当日のイベントの盛り上がりを図るとともに、会場へのより多くの集客に繋がるよう、出演者の選定及び調整を行い、効果的かつ円滑に実施すること。
- (2) 性別や年代を問わず、幅広い集客に繋がる人物を招聘すること。
- (3) ステージゲストとして、伝統芸能等のステージ出演団体を招聘しても構わないこと。

4 会場の設営、装飾及び撤去

- (1) 活気あるイベントとなるよう、レイアウト、デザイン及びディスプレイ等を工夫すること。
- (2) 会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。

5 広報・宣伝

広く集客に繋がるような広報・宣伝を実施すること。

6 新型コロナウイルス感染症対策

会場の規定に従い、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講ずること。

7 記録

- (1) 当日の来場者数を把握すること。
- (2) 本業務の実施状況について、広報・記録用の写真を撮影すること。

以上に掲げる業務のほか、本催事の実施に関し必要な業務を行うこと。

3つの世界遺産プロモーション動画の制作

1 概要

(1) 内容

「平泉」「橋野鉄鉾山」「御所野遺跡」の価値及び魅力を発信しながら、来訪促進に繋がるような動画を制作すること。

(2) 納期

令和4年8月31日(水)

(3) その他

ア 制作に必要となる素材(画像、文字情報、ロゴ等)は県が提供できる。

イ 文字情報やナレーションを挿入する場合は、英語版も制作・納品すること。

2 納品物

(1) 内容は同一で構わないが、次による3本を納品すること。

ア ウェブ配信に適したサイズのもの

イ 催事会場のスクリーンや大画面モニターなどでの放映に適したもの

ウ DVDプレーヤーで再生可能なもの(DVDディスク納品)

(2) 英語版も制作する必要がある場合は、(1)のア・イ・ウのそれぞれを制作すること。

3 留意事項

(1) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用を含めパネル制作及び納品に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。

(2) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、成果品の二次使用に関して、県に何らの制限がないこととする。

(3) 県と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行うこととする。

(4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めることとする。

首都圏主要駅でのデジタルサイネージ広告の掲示

1 概要

(1) 掲示時期

令和4年秋の行楽期における来訪促進に適した時期

※ 本業務の目的達成のため、より効果的な時期を提案すること。

(2) 掲示期間

各駅1週間以上（15秒の広告であれば、各駅1,330回以上の想定）

(3) 掲示場所

東京都内の主要駅とし、同時期・同期間で3駅以上

(4) その他

ア 制作に必要となる素材（画像、文字情報、ロゴ等）は県が提供できる。

イ 掲示する広告は、動画データとして県にも納品すること。

2 広告内容

「平泉」「橋野鉄鉦山」「御所野遺跡」の魅力を発信し、来訪促進に繋げるもの。

3 留意事項

(1) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用を含めパネル制作及び納品に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。

(2) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、成果品の二次使用に関して、県に何らの制限がないこととする。

(3) 県と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行うこととする。

(4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めることとする。

「明治日本の産業革命遺産」パネル制作

1 概要

(1) 仕様

B2判／縦型／片面フルカラー／スチレンボード貼り

(2) 制作枚数

12枚

(3) 納期

令和4年8月31日(水)

(4) その他

ア デザインは、過去に制作した「平泉」「御所野遺跡」のパネルに合わせる必要があることから、別途指定する。

イ 制作に必要な素材(画像、文字情報、ロゴ等)は県が提供する。

2 パネル以外の納品物

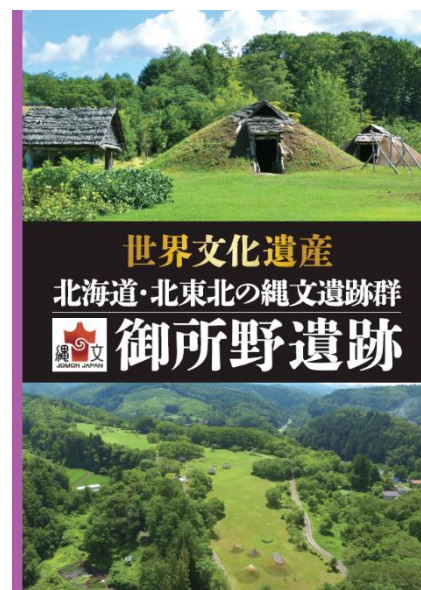
印刷用データ及びウェブ掲載用データ

(ファイルサイズが異なるPDFファイルを2種類納品すること。)

3 留意事項

- (1) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用を含めパネル制作及び納品に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。
- (2) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、成果品の二次使用に関して、県に何らの制限がないこととする。
- (3) 県と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行うこととする。
- (4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めることとする。

[参考] パネルデザイン(イメージ)



「いわての鉄遺産(仮称)」パンフレット制作**1 概要**

- (1) **タイトル**
「いわての鉄遺産(仮称)」
- (2) **納期**
令和4年9月30日(金)
- (3) **制作部数**
10,000部
- (4) **仕様**
仕上げA4判/展開A3判/2つ折り加工
両面フルカラー/マットコート76.5k
- (5) **納品場所**
岩手県庁12階 文化振興課
- (6) **その他**
制作に必要な素材(画像、文字情報、ロゴ等)は県が提供する。

2 製本以外の納品物

印刷用データ及びウェブ掲載用データ
(ファイルサイズが異なるPDFファイルを2種類納品すること。)

3 留意事項

- (1) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用を含めパネル制作及び納品に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。
- (2) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、成果品の二次使用に関して、県に何らの制限がないこととする。
- (3) 県と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行うこととする。
- (4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めることとする。

「鉄のシンポジウム(仮称)」チラシ制作**1 概要**

- (1) 納 期
令和4年10～11月頃（別途指示する。）
- (3) 制作部数
3,000枚
- (4) 仕 様
仕上げA4判／両面フルカラー／コート紙90k
- (5) 納品場所
岩手県庁12階 文化振興課
- (6) その他
制作に必要な素材（画像、文字情報、ロゴ等）は県が提供する。

2 製本以外の納品物

印刷用データ及びウェブ掲載用データ
(ファイルサイズが異なるPDFファイルを2種類納品すること。)

3 留意事項

- (1) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用を含めパネル制作及び納品に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。
- (2) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、成果品の二次使用に関して、県に何らの制限がないこととする。
- (3) 県と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行うこととする。
- (4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めることとする。